

## 「冠水車」である旨を表示せずに中古車を販売した事業者に対し、「警告」の措置

当協議会は、この度、会員事業者が行った冠水車に関する不当表示事案について調査を実施いたしました。その結果、以下の通り、不当表示が認められたため、当該事業者に対し、規約違反措置基準に基づき『警告』の措置を採りました。

会員各社におかれましては、このような規約違反が行われることのないよう、規約遵守の一層の徹底、また、消費者トラブル未然防止の観点から、適切な対応を行っていただきますよう、お願いいたします。

### ●措置の内容及び規約違反の概要

#### 【措置の内容】

一般消費者に販売する目的で中古車情報ウェブサイトに掲載した中古自動車の表示について、自動車公正競争規約第14条第7号の「品質について、実際のものよりも優良であるかのように誤認されるおそれのある表示」に該当し、同条の規定に違反することから、『警告』の措置を採った。

#### 【規約違反の概要】

中古車情報ウェブサイト「カーセンサーnet」及び「グーネット」に広告掲載した中古自動車5台について、オートオークションから仕入れた際に「冠水車」と判断された車両であるにもかかわらず、その旨を表示しなかった。

◆当協議会は、昨年12月4日付で「冠水車」について、以下の注意喚起等を行っています。

#### <主なポイント>

- ①「冠水車」ではない等の虚偽の表示・説明をして販売した場合はもちろん、「冠水車」であることを表示・説明しなかった場合も、中古車の品質や性能等について著しく優良であると誤認されるおそれがある不当表示に該当し、規約に違反(景品表示法上も問題)となる。
- ②「冠水車」は、将来的に重大な問題が発生する可能性が非常に高く、消費者が中古車を購入する目的(公道を安全に走行すること)を果たすことのできないものであると考えられることから、「中古車として消費者に販売するには適さない」ものである。

詳細は、[『AFTC INFORMATION「冠水車」についての虚偽の表示や不表示は、「不当表示」です』](#)をご参照ください。

なお、現在、当協議会は、規約改正(「冠水車」に関する不当表示規定の新設)と併せて、規約違反措置基準の改正(厳罰既定の新設)について検討を行っています。

本件に関する問合せは、一般社団法人自動車公正取引協議会 四輪車業務部まで  
TEL 03-5511-2111 FAX 03-5511-2112